

土佐町情報公開条例施行規則

(目的)

**第1条** この規則は、土佐町情報公開条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

**第2条** この規則で使用する用語の定義は、条例で使用する用語の例による。

(開示請求書)

**第3条** 条例第6条の規定による請求書の提出は、開示請求書（様式第1号）とする。

(任意開示の申出等)

**第4条** 条例第11条に規定する情報の任意開示の申出は、任意開示申出書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の申出があった場合における開示するかどうかの回答は、任意開示申出に対する回答書（様式第3号）により行うものとする。

(開示決定の通知等)

**第5条** 条例第12条第2項及び第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 情報の全部を開示する旨の決定 開示決定通知書（様式第4号）
- (2) 情報の一部を開示する旨の決定 部分開示決定通知書（様式第5号）
- (3) 情報の全部を開示しない旨の決定（該当情報を保有していないときを含む。） 不開示決定通知書（様式第6号）
- (4) 情報の存否を明らかにしないで請求を拒否する旨の決定 開示請求拒否処分決定通知書（様式第7号）

2 条例第12条第4項の規定による通知は、開示決定期間延長通知書（様式第8号）により行うものとする。

(第三者保護に関する通知)

**第6条** 条例第13条第1項又は第2項の規定により第三者から意見書の提出を求めるときは、開示に係る意見照会通知書（様式第9号）により行うものとする。

2 前項の定めによる第三者からの情報開示にかかる意見回答は原則として、開示に係る意見回答

書（様式第10号）によるものとする。

- 3 条例第13条第3項の規定による通知は、開示決定等第三者通知書（様式第11号）により行うものとする。

（閲覧の方法等）

**第7条** 情報の閲覧は、第5条第1項第1号又は第2号の通知書により指定した日時及び場所において行うものとする。

- 2 情報を閲覧する者は、当該情報の原本を改変し、汚損し、又は破損してはならない。
- 3 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、情報の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

（情報の写しの交付等）

**第8条** 情報の写しの交付部数は、原則として、開示請求1件につき1部とする。

- 2 条例第15条の規定による情報の写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定めるところによる。
- 3 前項に定める費用は、全額前納とする。

（簿冊件名目録）

**第9条** 実施機関は、条例第19条に規定する資料の提供手段として簿冊件名目録を作成し、情報公開窓口に置くものとする。

- 2 簿冊件名目録は、毎年1回以上作成するものとする。

（運用状況の公表）

**第10条** 条例第21条の規定による条例の運用状況の公表は、毎年9月末日までに町広報紙に掲載すること等により行うものとする。

- 2 前項の規定による公表は、前年度分の情報の開示について、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。
  - （1） 情報開示の請求状況
  - （2） 情報開示（部分開示を含む。）又は不開示（請求の拒否を含む。）の決定状況
  - （3） 前2号に掲げるもののほか町長が必要と認める事項

（委任）

**第11条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

## 附 則

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

別表（第8条関係）

情報の写しの交付			費用の額等
写しの作成	町に備え付けの複写機によるもの	モノクローム	A 3判以下の1枚（片面）につき 20円 A 2判以下の1枚（片面）につき100円 B 2判以下の1枚（片面）につき200円 Aロール1枚（片面）につき300円
		カラー	—
	外部委託によるもの		作成に要した費用の額
写しの送付			郵便法（昭和22年法律第165号）に定める郵便物の料金に相当する郵便切手

様式第 1 号 (第 3 条関係)

開 示 請 求 書

平成 年 月 日

実施機関 様

郵便番号 ー

住 所

(所在地)

(請求者) 氏 名 印

(名称及び代表者氏名)

連 絡 先 電話番号

土佐町情報公開条例第6条の規定により、次のとおり情報の開示を請求します。

請求する情報の名称 又は具体的な内容		
開示を請求することができるものの区分	<input type="checkbox"/> 町内に住所を有する者 <input type="checkbox"/> 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体 <input type="checkbox"/> 町内に存する事務所又は事業所に従事する者 <input type="checkbox"/> 実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者	
	町内に存する事務所 (事業所)、勤務先	名 称 所 在 地 電 話 番 号
	利害関係の具体的な 内容	
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの郵送	
備 考	受 付	
(注) 各欄に必要事項を記入し、該当する□に☑印を記入して下さい。		

任 意 開 示 申 出 書

平成 年 月 日

実施機関 様

郵便番号 ー

住 所

（所在地）

（請求者）氏 名

（名称及び代表者氏名）

連 絡 先 電話番号

土佐町情報公開条例第11条の規定により、次のとおり情報の開示を申し出ます。

情報の名称または 具体的な内容		
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの郵送 （利用目的を具体的に記載して下さい。）	
申 し 出 の 目 的		
備 考		受 付
（注）各欄に必要事項を記入し、該当する□に☑印を記入して下さい。		

任意開示申出に対する回答書

第 号  
平成 年 月 日

様

(実施機関) 印

平成 年 月 日付で申出のありました情報の開示については、土佐町情報公開条例第11条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

開示の諾否	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 不開示		
申出のあった情報の名称又は内容			
開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの郵送		
開示しない部分及び理由	(開示しない部分)  (開示しない理由)		
担 当 課	電話番号		
備 考			
(注) 1 情報の開示を受ける時は、この通知書を提示して下さい。 2 指定された日時に来庁できない場合は、担当課に連絡してください。			

開 示 決 定 通 知 書

第 号  
平成 年 月 日

様

(実施機関) 印

平成 年 月 日付で請求のありました情報の開示については、土佐町情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示することに決定しましたので通知します。

申出のあった情報の 名 称 又 は 内 容			
対象となる情報の 名 称			
開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの郵送		
担 当 課	電話番号		
備 考			
(注) 1 情報の開示を受ける時は、この通知書を提示して下さい。 2 指定された日時に来庁できない場合は、担当課に連絡してください。			

部分開示決定通知書

第 号

平成 年 月 日

様

(実施機関)

印

平成 年 月 日付で請求のありました情報の開示については、土佐町情報公開条例第12条第3項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定しましたので通知します。

請求のあった情報の名称又は内容			
対象となる情報の名称			
開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後 時 分
	場 所		
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの郵送		
開示しない部分及び理由	(開示しない部分)  (開示しない理由)		
担 当 課	電話番号		
備 考			
(注) 1 情報の開示を受ける時は、この通知書を提示して下さい。 2 指定された日時に来庁できない場合は、担当課に連絡してください。			

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に実施機関に対して異議の申し立てをすることができます。

不 開 示 決 定 通 知 書

第 号

平成 年 月 日

様

（実施機関）

印

平成 年 月 日付で請求のありました情報の開示については、土佐町情報公開条例第12条第3項の規定により、次のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

請求のあった情報の 名称又は内容	
対象となる情報の 名 称	
開示しない理由	
担 当 課	電話番号
備 考	

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に実施機関に対して異議の申し立てをすることができます。

開示請求拒否処分決定通知書

第 号

平成 年 月 日

様

(実施機関)

印

平成 年 月 日付で請求のありました情報の開示については、土佐町情報公開条例第12条第3項の規定により、次のとおり拒否処分としましたので通知します。

請求のあった情報の 名称又は内容	
対象となる情報の 名称	
拒否する理由	
担 当 課	電話番号
備 考	

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に実施機関に対して異議の申し立てをすることができます。

様式第8号 (第5条関係)

開示決定期間延長通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

(実施機関) 印

平成 年 月 日付けで請求のありました情報の開示については、土佐町情報公開条例第12条第4項の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

請求のあった情報の名称又は内容	
対象となる情報の名称	
条例第12条第1項の規定による決定期間	年 月 日( )から 年 月 日( )まで (15日間)
延長後の決定期間	年 月 日( )から 年 月 日( )まで (15日間)
延長の理由	
担 当 課	電話番号
備 考	

開示に係る意見照会通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

(実施機関) 印

土佐町情報公開条例により開示請求のありました情報に、あなたに関する情報が記載されています。

つきましては、条例第13条第2項の規定により、その情報を開示するかどうかの判断の参考にするため、意見をお聴きしたいので、ご回答頂きたいので、お願いいたします。

請求のあった情報の 名称又は内容	
あなたに関する情報 の 内 容	
回 答 の 期 限	平成 年 月 日 ( )
担 当 課	電話番号

開示に反対の意思表示をした場合において、開示決定する場合には、その旨書面（様式第11号）により通知します。

開示に係る意見回答書

年 月 日

実施機関 様

住 所  
氏 名 印

年 月 日付で照会のあった情報の開示に関する意見は次のとおりです。

請求のあった情報の 名称又は内容		
開示に関する意見	開示の可否	1 開示してもよい 2 開示しないでほしい 3 どちらでもよい

開示決定等第三者通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

あなたに関する情報が記載された情報について、 年 月 日付で意見照会しました件について、次のとおり決定しましたので土佐町情報公開条例第13条第3項の規定により通知します。

開示決定通知書の 文 書 番 号 等		
情 報 の 件 名		
決 定 の 内 容		
情報開示に係る あなたの情報		
情報開示の 実 施	日 時	
	場 所	
備 考		